【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成25年5月29日

【会社名】 シンバイオ製薬株式会社

【英訳名】SymBio Pharmaceuticals Limited【代表者の役職氏名】代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀【本店の所在の場所】東京都港区新橋五丁目23番7号

【電話番号】 03 (5472) 1125

【事務連絡者氏名】 取締役 副社長執行役員CFO兼管理本部長 下村 卓

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋五丁目23番7号

【電話番号】 03 (5472) 1125

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき平成25年5月14日に提出しました臨時報告書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」及び「新株予約権取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳」が平成25年5月29日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

下線部_は訂正部分を示しております。

第2 報告内容

- 1.取締役に対する新株予約権
- (2)発行数
- <訂正前>
 - 1,170個

なお、上記総数は、当社取締役への割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、当社取締役へ割り当 てる新株予約権の総数が減少したときは、当社取締役へ割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の 総数とする。

<訂正後>

1,160個

- (4)発行価額の総額
- <訂正前>

未定

<訂正後>

95,120,000円

- (5)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数
- <訂正前>

当社普通株式<u>117,000</u>株

<訂正後>

当社普通株式116,000株

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

<訂正前>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、<u>割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における金融商品取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円</u>未満の端数はこれを切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における終値(当該割当日において取引が成立しない場合には、それに先立 つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

<訂正後>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金820円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

- (11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳
- <訂正前>

当社取締役 5 名 1,170個

< 訂正後 >

当社取締役 5 名 1,160個

- 2. 従業員に対する新株予約権
- (2)発行数
- <訂正前>

1.245個

なお、上記総数は、当社従業員への割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、当社従業員へ割り当 てる新株予約権の総数が減少したときは、当社従業員へ割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の 総数とする。

<訂正後>

1,240個

- (4)発行価額の総額
- <訂正前>

未定

<訂正後>

101,680,000円

(5)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

<訂正前>

当社普通株式<u>124,500</u>株

<訂正後>

当社普通株式124,000株

(6)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

<訂正前>

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における金融商品取引所の当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日における終値(当該割当日において取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

< 訂正後 >

EDINET提出書類 シンパイオ製薬株式会社(E24682)

訂正臨時報告書

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次に定める1株当たりの行使価額に上記(5)に定める新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は金820円とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

(11) 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

< 訂正前 >

当社従業員 69名 1,245個

<訂正後>

当社従業員 <u>68</u>名 <u>1,240</u>個

以上